

(制定) 空乗第 2091 号 平成元年 7 月 27 日  
(一部改正) 国空航第 206 号 令和 5 年 9 月 29 日

### 運航管理者の受験資格等について

航空局安全部安全政策課

標記については、下記により取扱うものとする。

#### 記

1. 航空法施行規則(以下「規則」という。) 第 167 条第 1 項中「当該技能検定の施行の日までに」とあるのは、「当該技能検定に係る学科試験の実施の日までに」と解釈する。
2. 技能検定申請書の提出後学科試験実施の日までに、規則第 167 条第 1 項に規定する経験を有することとなる者にあっては、規則第 168 条第 1 項第 3 号に掲げる書類は、学科試験の期日の前日までに提出するものとする(学科試験の期日の前日までに当該書類が提出されなければ学科試験を受けることができない。)。
3. 昭和 51 年 6 月 18 日付空乗第 433 号「運航管理者の受験資格について」は、廃止する。

附 則 (令和 5 年 9 月 29 日 国空航第 206 号)

この通達は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。